

## 第6号様式別表6、別表7及び別表8記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
別表六 1 用途等	(1) この計算書は、電気供給業又はガス供給業を行う法人が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。この場合において、法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のうち電気供給業とガス供給業とを併せて行う法人は、それぞれの事業ごとに記載します。 (2) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（電気供給業及びガス供給業に限ります。）、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る収入金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。	
2 「法第72条の2第1項 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じて「第2号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「収入金額の総額」	「摘要」の欄には、事業収入及び事業に付随する一切の収入金額を記載します。	
4 「控除される金額」	国及び地方団体の補助金、固定資産の売却による収入金額のほか保険金、有価証券の売却による収入金額、不用品の売却による収入金額、受取利息及び受取配当金等政令第22条の規定により控除される収入金額を記載します。	
別表七 1 用途等	この計算書は、生命保険会社又は外国生命保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。	
2 「課税標準の計算」（①から④までの各欄）	「収入金額」の各欄には「収入金額に関する明細書」により計算した「差引収入保険料⑨」の計欄の金額を、それぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
別表八 1 用途等	この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の3は、株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。	
2 「課税標準の計算」（①から⑥までの各欄、⑪及び⑫の欄又は⑬の欄）	「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」の欄、「正味収入保険料⑪」の欄又は「正味収入保険料⑫」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。	
3 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額」（⑧、⑩又は⑫の欄）	収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。	